

販路開拓を目指す皆様へ

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等）等に対応するため、経営計画を作成し、それに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額 ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、補助上限額に50万円を上乗せ

| 類型 | 通常枠 | 特別枠 | | | |
|------|------|-----------------|-----|--------|-----|
| | | 賃金引上げ枠 | 卒業枠 | 後継者支援枠 | 創業枠 |
| 補助率 | 2/3 | 2/3 (赤字事業者は3/4) | 2/3 | | |
| 補助上限 | 50万円 | 200万円 | | | |

■特別枠申請要件

- 賃金引上げ枠 : 賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者 ※赤字事業者は、補助率を3/4に引き上げ
- 卒業枠 : 常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 : 新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストに選ばれた事業者
- 創業枠 : 「特定創業支援等事業」による支援を過去3年の間に受け創業した事業者
- インボイス特例: 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

■応募締切 第12回: 令和5年6月1日、第13回: 令和5年9月7日

事業の再構築に挑戦する皆様へ

事業再構築補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、需要や売上の回復が期待しづらい中、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。

■必須条件

- ①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること
- ②付加価値額を向上させること

(補助事業終了後3~5年で付加価値額又は従業員一人あたり付加価値額の年率3~5%以上増加の達成)

※事業類型毎に①、②の他に補助対象要件が別途設けられています。

| 類型 | 物価高騰対策・回復再生応援枠 | 最低賃金枠 | 成長枠 | グリーン成長枠 | | 産業構造転換枠 | サプライチェーン強靱化枠 |
|-------------|--------------------|------------|-------------------------|------------|--------|------------|--------------|
| | | | | エントリー | スタンダード | | |
| 補助上限 (中小企業) | 最大 3,000万円 | 最大 1,500万円 | 最大 7,000万円 | 最大 8,000万円 | 最大 1億円 | 最大 7,000万円 | 最大 5億円 |
| 補助率 (中小企業) | 2/3 ※条件を満たせば3/4 | 3/4 | 1/2 ※大規模な賃上げを行う場合2/3 | | | 2/3 | 1/2 |

※従業員数によって補助上限額が定められています。詳しくは商工会までお問合せください。

■事業再構築要件

1. 新市場進出: ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③新事業売上高10%要件
2. 事業転換: ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
3. 業種転換: ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
4. 事業再編: ①組織再編要件、②その他の事業再構築要件
5. 国内回帰: ①海外製造等要件、②導入設備の先進性要件、③新事業売上高10%要件

■申請方法 jGrants (電子申請システム)

※G Biz ID プライムアカウントが必要です。

IDの発行には2~3週間程度の時間を要しますのでお早めに手続きをお願いします。

■応募締切 第10回: 令和5年6月30日

中小・小規模事業者向け経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士等）による個別相談会を実施いたします。相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

開催日：令和5年4月～令和6年1月末まで《毎月4日程度》

※開催日についてはお問い合わせください。

対応時間：10時～12時、13時～15時 ※1回につき2時間まで

お申込：事前予約制

専門家：荒木慎吾氏（中小企業診断士）、小野暁子氏（社会保険労務士）

※相談内容によっては、他の専門家での対応も可能です。

※「Zoom」を使用したリモート相談にも対応しています。

令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月1日から、労働者負担・事業主負担の雇用保険料率が変更になっています。給与計算の際には料率に変更できているかどうか再度確認をお願いいたします。

| 負担者 事業の種類 | ① | ② | | | ①+② 雇用保険料率 |
|---------------|--------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| | 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ) | 事業主負担 | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 | |
| 一般の事業 | <u>6/1,000</u> | <u>9.5/1,000</u> | <u>6/1,000</u> | <u>3.5/1,000</u> | <u>15.5/1,000</u> |
| (令和4年10月～) | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 3.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・※清酒製造の事業 | <u>7/1,000</u> | <u>10.5/1,000</u> | <u>7/1,000</u> | <u>3.5/1,000</u> | <u>17.5/1,000</u> |
| (令和4年10月～) | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | <u>7/1,000</u> | <u>11.5/1,000</u> | <u>7/1,000</u> | <u>4.5/1,000</u> | <u>18.5/1,000</u> |
| (令和4年10月～) | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 4.5/1,000 | 16.5/1,000 |

(枠内の下段は令和4年10月から令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

臨時休館のお知らせ

第63回通常総代会開催に伴い、下記の日程を臨時休館とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

休館日：5月26日(金) 14時～17時半

市川町商工会では、関西広域連合が勧めている「夏のエコスタイル」に取り組みます。期間中、適正冷房の実施、軽装での勤務や会議への参加、省エネ行動への取組を実施いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

実施期間：令和5年5月1日から10月31日

<職員異動のお知らせ>

退職

令和5年3月31日付 臨時職員 内藤 和香菜

新規採用

令和5年4月10日付 臨時職員 小林 真大

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1
TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



【事務局長】中井
【経営支援課】稲川・長谷川・山本
【総務課】森口・山下・小林